

愛知県は、愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業について2023年7月7日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定に基づき実施方針を公表しました。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、特定事業を選定したので、PFI法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

2023年10月20日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業

特定事業の選定について

2023年10月

愛知県

目次

I	特定事業の選定に係る評価の趣旨.....	1
II	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	事業内容に関する事項.....	1
(1)	事業名称.....	1
(2)	事業に供される公共施設の種類.....	1
(3)	公共施設の管理者.....	1
(4)	事業目的.....	1
(5)	事業概要.....	2
(6)	事業期間.....	6
III	選定の基準及び評価の方法.....	7
1	選定の基準.....	7
2	評価の方法.....	7
IV	評価内容.....	7
1	定量評価.....	7
2	定性評価.....	7
(1)	大規模災害の後方支援機能及び地域の防災力向上、防災協働社会の形成に 資する基幹的広域防災拠点の整備と運営の実現.....	7
(2)	効率的かつ効果的な施設の設計・建設と運営・維持管理.....	8
(3)	リスク分担の明確化による安定した事業運営.....	8
V	結論.....	8

I 特定事業の選定に係る評価の趣旨

愛知県（以下、「県」という。）は、2023年7月7日に公表した「愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業実施方針」において定めた「愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業」（以下、「本事業」という。）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第7条に基づき特定事業として選定するに当たり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、県が2023年7月7日に公表した、「愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業実施方針」の定めに従う。

II 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

愛知県基幹的防災拠点整備施設

(3) 公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

(4) 事業目的

この地域で広域かつ甚大な被害が懸念されている南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際に、県民の生命と財産を守り、被害を最小限に食い止めていくためには、全国から救出救助部隊や緊急支援物資等を受け入れ、必要とされている被災地や指定避難所へ迅速かつ的確に送り出すことが不可欠であり、これら後方支援機能を担う基幹的広域防災拠点を整備することは急務となっている。

また、県・名古屋市は、全県一貫した消防教育を行う消防学校を共同設置し、防災教育体制の強化を図るとともに、県内全域の消防力の向上を目指している。

これらのことから、愛知県基幹的広域防災拠点（以下、「防災拠点」という。）は、拠点運用時に活動要員の集結・ベースキャンプ機能や支援物資の中継・分配機能を確保することはもちろん、平常運用時には消防学校と都市公園として広く県民の利用を図るものとする。

さらに、災害被害を軽減するためには、様々な主体（行政機関、企業、地域団体、ボランティア団体、教育・研究機関等）と連携してこの地域の防災力向上に取

り組み、進化し持続的に発展する防災協働社会を形成していく必要があるため、防災拠点全体を防災の力を育むような施設とし、防災啓発・人材育成の拠点とするとともに、防災分野におけるビジネスを推進する場としても活用し、防災の先進地を目指す。

本事業では、防災拠点の整備・運営（消防学校の学校運営を除く）を実施することを目的としており、本事業を通じて、県民・企業、運営に当たる事業者、行政のそれぞれにとってメリットの高い、「三方良し」を実現する。そのため、防災拠点の整備・運営手法として、事業者のノウハウや技術力等を最大限に活用することを目的としてPFIを導入することとし、施設的设计・建設と運営・維持管理を一体として行うことにより、政策目標の実現、サービス水準の向上及びライフサイクルコストの削減を実現する。

(5) 事業概要

ア 事業方式

県は、本事業を実施するにあたり、前述の事業目的を踏まえ、将来の運営・維持管理を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と運営・維持管理を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していく。

そこで、防災拠点の施設整備については、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに基幹的防災拠点整備対象施設（イに記載するものをいい、以下、「対象施設」という。）の設計、建設（一部対象施設を除く。）を行った後、県に対象施設の所有権を移転する方式（BT（Build Transfer）方式）により実施する。あわせて、運営・維持管理については、進化し持続的に発展する防災拠点を目指すため、県が事業者に対して、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営権方式により、対象施設の公共施設等運営権（以下、「運営権」という。）を設定し、拠点運用時は防災拠点として、平常運用時は消防職員等に対する教育・訓練のための消防学校として使用するほか、公園施設では、運動施設等として広く県民の利用を図り、イベントの開催や防災ビジネスなど地域の賑わいに資するサービスの提供を行う。また、県民サービスの質の向上を図るとともに、民間経営による収益性の確保と県負担の軽減を図ることを目的としている。

なお、事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することとする。

イ 対象施設

本事業の対象地は計画地（「実施方針4公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項（1）立地条件に関する事項」参照）全体とし、対象施設は、消防学校施設及び公園施設とし、対象施設全体を運営権の設定対象施設とする。

- a 消防学校エリア
 - ・管理・教育棟
 - ・宿泊棟
 - ・教育棟
 - ・車庫
 - ・救助訓練棟（大屋根を含む）
 - ・水難救助訓練場
 - ・街区消火訓練場
 - ・震災訓練場
 - ・土砂災害訓練場
 - ・複合訓練施設
 - ・屋外訓練場
 - ・自家給油施設
 - ・駐車場
 - ・管理用通路

- b 防災公園（西側）エリア
 - ・屋内運動施設
 - ・広場（人工芝）
 - ・ふれあい広場（人工芝）
 - ・広場（全天候舗装）
 - ・駐車場
 - ・園路

- c 防災公園（東側）エリア
 - ・公園管理事務所
 - ・多目的広場（1，2）
 - ・芝生広場
 - ・駐車場
 - ・園路

- d 神明公園エリア
 - ・イベントゾーン
 - ・プレイロット
 - ・駐車場
 - ・園路

ウ 事業範囲

本事業は、以下に示す a 特定事業及び b 任意事業により構成される業務を対象とする。

a 特定事業

特定事業は次に定める業務とする。

なお、運營業務（③ i）は、平常運用時と拠点運用時で業務内容が異なる。防災拠点は、平常運用時は消防学校及び公園として県民や防災関係機関にスペースを提供し、拠点運用時は防災拠点（拠点運用時モード）として運用を行う。災害発生直後は、県が防災活動拠点として使用できるよう、遅滞なく拠点運用時モードへの切り替えを行えるよう支援することとする。防災拠点の平常運用時における施設運営の分担の詳細は入札説明書等公表時に示す。

また、⑤ i に掲げる統括マネジメント業務は、本事業の事業目的を実現するための根幹を成し、かつ、平常運用時と拠点運用時で業務内容が異なるという本事業の特徴を十分に理解して遂行されることを求める。

[業務一覧]

- ① 設計・建設段階
 - i 設計業務
 - ・ 事前調査業務
 - ・ 設計業務及びその関連業務
 - ii 建設業務（消防学校施設、公園施設のうち公園管理事務所及び屋内運動施設に限る。）
 - ・ 建設業務及びその関連業務
 - ・ 工事監理業務（本業務については公園管理事務所及び屋内運動施設に限らず、消防学校エリア、防災公園（西側）エリア、防災公園（東側）エリア、神明公園エリアとする。）
 - ・ 什器・備品調達・設置業務
 - ・ 各種申請等
 - ・ 完成後業務
- ② 開業準備段階
 - ・ 利用規約案策定業務
 - ・ 運営・維持管理業務の準備業務
 - ・ 予約方法整備・管理業務
 - ・ 料金收受業務
 - ・ 広報業務
 - ・ 災害時等対応マニュアル作成業務
 - ・ 開館式典及び内覧会等の実施業務
 - ・ 開業準備中の維持管理業務
 - ・ 行政等への協力業務
- ③ 運営・維持管理段階
 - i 運營業務

- ・ 受付・予約管理・問い合わせ対応業務
- ・ 利用料金の収受及び還付業務
- ・ 施設・区画・什器・備品等の貸出・管理業務
- ・ 広報業務
- ・ 駐車場運営業務
- ・ 食堂運営業務
- ・ 防災啓発・人材育成関連運営業務
- ・ 防災ビジネス等運営業務
- ・ スポーツ等各種イベントやその他の運営業務
- ・ 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務
- ・ 拠点運用時の運営支援業務
- ・ 災害時等対応マニュアルに基づく従業員育成業務
- ・ 事業期間終了時の引継業務

ii 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 公園保守管理業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 什器・備品保守管理業務
- ・ 衛生管理・清掃業務
- ・ 保安警備業務
- ・ 修繕・更新業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 外構施設保守管理業務
- ・ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

④ 調整・協力業務

i 県が行う業務との調整・協力業務

- ・ 用地買収
- ・ 埋蔵文化財調査（この調査に伴う不発弾調査）
- ・ 造成工事
- ・ 雨水調整池の建設工事
- ・ 大山川洪水調節池の建設工事
- ・ アクセス道路（県道）建設工事
- ・ 公園（平場）部分の建設工事（神明公園エリアの既存施設の解体工事含む）
- ・ 既存の愛知県及び名古屋市消防学校の什器・備品の移転
- ・ 次世代高度情報通信ネットワーク整備

なお、公園（平場）とは、防災公園エリア・神明公園エリアのうち、屋内運

動施設と公園管理事務所を除いた部分を指す。

- ii 豊山町（以下、「町」という。）が行う業務との調整・協力業務
 - ・ アクセス道路（町道）建設工事
 - ・ 賑わい施設・避難所（アリーナ）等の設計・建設工事等

⑤ 共通

- i. 統括マネジメント業務
 - ・ 統括管理業務
 - ・ 総務・経理業務
 - ・ コストマネジメント業務
 - ・ ガバナンス業務

b 任意事業

応募者又は構成企業、これらが出資する会社（事業者を含む）、事業者と連携する企業は、事業期間中、計画地において、都市公園法第2条第2項の政令で定める施設等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の特定施設の価値を高め、相乗効果が期待できる業について、関係法令を踏まえた上で、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができる。ただし、任意事業のために使用する設備は、拠点運用時に迅速な移動撤去等が可能な建築物、工作物及び車両等とするが、防災拠点の機能を阻害しない事業であれば、県との検討協議のうえ、常設等も可能とする。当該事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

なお、町が計画地に隣接するエリアにおいて施設等を整備・運営しようとする場合及び町が計画地外の神明公園において運営・維持管理しようとする場合には、事業者は、県と町のエリアを一体的に運営することによって施設利用効果の最大化を図る目的から、上述の任意の事業を行うことができ、当該事業について町と交渉することを妨げないものとする。

(6) 事業期間

事業期間は、対象施設の設計・建設期間が2024年7月から2027年3月の2年9ヶ月間、運営・維持管理期間（運営権存続期間）が2027年4月から2047年3月の20年間とする。事業期間は、事業契約に定める事由に該当することで延長することができるものとする（以下、「事業期間延長」という。）。ただし、事業期間延長の場合を含め、運営権存続期間は25年を超えることはできないものとする。

Ⅲ 選定の基準及び評価の方法

1 選定の基準

本事業を PFI 事業として実施することにより、県が自ら事業を実施する場合と比較して、民間が効率的かつ効果的に実施できることを選定の基準とした。

2 評価の方法

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに対象施設の設計、建設（一部対象施設を除く。）を行った後、県に対象施設の所有権を移転する方式（BT（Build Transfer）方式）により実施する。あわせて運営・維持管理については、進化し持続的に発展する防災拠点を目指すため、県が事業者に対して、PFI 法第 2 条第 6 項に定める公共施設等運営権方式により、対象施設の運営権を設定する。

定量評価、定性評価ともに対象施設の設計・建設と運営・維持管理を対象として実施する。

Ⅳ 評価内容

1 定量評価

本事業の設計・建設と運営・維持管理においては、本事業を PFI 事業として実施した場合、県が直接実施した場合に比べ、約 5%の削減効果（VFM）が見込まれる。

2 定性評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができる。

（1）大規模災害の後方支援機能及び地域の防災力向上、防災協働社会の形成に資する基幹的広域防災拠点の整備と運営の実現

本事業では、対象施設を拠点運用時は後方支援機能を担う基幹的広域防災拠点として、平常運用時は消防職員等に対する教育・訓練のための消防学校として使用するほか、公園施設では、運動施設等として広く県民の利用を図り、イベントの開催や防災ビジネスなど地域の賑わいに資するサービスを提供する防災拠点となることを目指している。

そのため、「大規模災害時に後方支援を担う防災拠点の確保」、「消防職員等への防災教育、訓練の実施」、「防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成」、「防災ビジネス・スタートアップの促進」、「地域活性化・地域の賑わいの創出」といったコンセプトにより、防災拠点の整備を進めていく。

そして、運営においては、進化し持続的に発展する防災拠点となるよう、時宜に合った防災機能を実現していくため、工夫・ノウハウが発揮されていくことが期待される。

本事業をPFI事業として実施し、事業者のノウハウや技術力等を最大限に活用し、施設的设计・建設と運営・維持管理を一体として行うことにより、政策目標の実現、サービス水準の向上、及びライフサイクルコストの削減が可能となる。

(2) 効率的かつ効果的な施設的设计・建設と運営・維持管理

本事業をPFI事業として実施する場合、利用料金の柔軟な設定や利用者のニーズに応じた施設整備、追加投資、付加的なサービス提供等を柔軟に行うことができるなど、事業者は高い自由度を持って施設的设计・建設と運営・維持管理を行うことができる。

事業者のノウハウや技術力等を活用したイベントの開催や防災ビジネスなど、地域の賑わいに資するサービスの提供による収益事業の展開が期待できる一方、事業者による効率的な施設整備及び設備・什器・備品等の調達や長期間での運営・維持管理の実施によりローコストオペレーションが可能となる。

これらにより、事業者が持つ施設的设计・建設と運営・維持管理に関するノウハウが最大限活用でき、効率的かつ効果的な施設的设计・建設と運営・維持管理が期待される。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を、県と事業者の間で締結する特定事業契約において明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保が期待される。

V 結論

本事業をPFI事業として実施し、事業者の創意工夫やノウハウを活用することで、県が直接実施した場合に比べ、約5%の県財政負担額の削減という定量的な効果が見込まれるとともに、評価内容に提示した様々な定性的な効果が期待できる。

以上により、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認められるため、PFI法第7条に基づき、特定事業として選定する。